

諸報告資料

(平成28年門真市教育委員会第8回定例会)

門真市教育委員会

門真市魅力ある教育づくり府内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市魅力ある教育づくり審議会において、門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について調査審議するに当たり、必要な事項の検討を行うため、門真市魅力ある教育づくり府内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の理念に基づく教育のあり方の調査審議に必要な事項の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調査審議に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育委員会事務局教育総務課長の職にある者とし、副委員長は教育委員会事務局学校教育課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者とする。
 - (1) 教育委員会事務局学校教育課参事
 - (2) 教育委員会事務局教育総務課長補佐
 - (3) 教育委員会事務局学校教育課長補佐

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは

意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議における検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

諸報告第2号
に関する資料

平成28年7月29日

門真市教育委員会様

門真市社会教育委員会議
議長 萩原 雅也

子どもの学習機会の充実に向けて（提言）

門真市社会教育委員会議では、平成26年8月より「子どもの学習機会の充実に向けて」を協議テーマに審議してまいりました。

このたび、2年間にわたる審議の結果がまとまりましたので、門真市社会教育委員会議の意見として門真市教育委員会に提言いたします。この提言の趣旨を活かし、子どもの学習機会の充実に向けた取組をさらに推進されるよう要望します。

子どもの学習機会の充実に向けて

— 提 言 —

平成28年7月

門真市社会教育委員会議

目次

1. 提言の目的	1
2. 「子どもの学習機会」の捉え方	1
3. 門真市の現状と課題	2
(1) 人口の推移と定住意向	2
(2) 子どもたちの状況と家庭支援の重要性	3
(3) 子どもの学習機会に関する取組の状況	4
4. 門真市社会教育委員会議の提言	5
(1) 子どもの学習機会の把握と周知に努めること	5
(2) 地域の人や大学などと連携して様々な困難を抱える子どもへの 支援に努めること	6
(3) 効率的、効果的な社会教育行政の推進に努めること	7
門真市社会教育委員名簿・門真市社会教育委員会議提言の策定経過	8

1. 提言の目的

門真市教育委員会は、平成26年3月に門真市生涯学習推進基本計画を策定し、協働を基軸に市民の自発的意思に基づく学習活動の支援や機会づくり、担い手づくりを進めるなかで、子どもを育む取組についても推進しています。私たち門真市社会教育委員会議^{※1}におきましても、会議の都度、子どもを育む取組に関する助言を行ってきました。子どもを心豊かに育む取組を進めることは、門真市の発展の礎となる未来への投資です。この街の未来を切り拓いていくためには、子どもの学習機会を市民と行政が一丸となって充実させていくことが極めて重要です。そこで、門真市社会教育委員会議は、門真市教育委員会が「子どもの学習機会の充実」をより一層図ることを求めるとともに、その方向性について提言を行います。

2. 「子どもの学習機会」の捉え方

「子ども」^{※2}の定義には様々なものがありますが、この提言の策定において、概ね3歳から18歳未満の年齢層を対象とする取組について検討しました。また、「学習機会」については、宿題や読書などの家庭学習に留まらず、学校や地域における様々な体験学習やボランティア活動、イベントなど、体を動かしたり、人とお話ししたりするといったことも含めて、子どもの知識や体験、交流などを豊かにし、将来の可能性を広げる取組を幅広く子どもの学習機会と捉えます。さらに、直接子どもが参加できる取組だけでなく、学習機会を充実させることにつながるネットワークづくりや仕組みづくりについても検討しました。

※ 1 社会教育委員

社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案するなどの職務を行う非常勤特別職の地方公務員。門真市では、学識経験者や学校教育、社会教育の経験者など8名に委員を委嘱している。(参考:社会教育法)

※ 2 子ども

民法では「20歳未満の者」を未成年、児童福祉法では「小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者」を児童、児童の権利に関する条約では「18歳未満の者」を児童と定義している。3歳未満の者への取組はむしろ親など大人への働きかけが主であることから、この提言では検討対象から除いた。

3. 門真市の現状と課題

(1) 人口の推移と定住意向

門真市の人口に占める15歳未満の子どもの割合は年々減少しており、平成28年4月1日には子どもの割合は11.4%^{※3}と、全国平均の12.6%^{※4}を下回っています。また、平成22年の子どもの割合を100とすると、10年後の平成32年には約30%の減少が見込まれています^{※5}。

さらに、人口の異動をみると、20代の転入が多いものの、5歳未満と30代前後が近隣市などに転出することが多い結果となっています^{※6}。これは就職などを機に転入するものの、子育てを始めようとする時期に転出していると考えられます。

市民意識調査^{※7}においても、若い世代では、他の世代よりも移住意向をもつ人の割合が高くなっています。移住したい主な理由は、「まわりの生活環境が悪い」「住宅が古く、老朽した」「住宅が狭い」「交通の便が悪い」などが挙げられています。別の調査^{※8}では、「門真市は子どもが健やかに育つことのできる環境だと思いますか」に対して、「とてもそう思う」「そう思う」割合が合わせて29.8%、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」割合が合わせて64.6%と、子どもが健やかに育つことのできる環境だと思わない人が多くなっています。

今後、門真市が未来に向けて発展していくためには、子育て世代の定住を促すことが重要であることは言うまでもありません。そのために、多様な学びに力を入れ、人口減少社会における子どもたちの「生きる力」^{※9}を育むとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めることは、このまちに住み続けたいという人を増やすことにつながり、門真市の発展や将来にとって極めて効果的であり、不可欠なことだと言えます。

※ 3 門真市『年齢別人口表』(2016.4.1時点) 門真市ホームページ

※ 4 総務省統計局『我が国のかどもの数』(2016.4.1時点) 総務省ホームページ

※ 5 門真市教育委員会 (2016) 『門真市教育振興基本計画』(p.3)

※ 6 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局『地域経済分析システム(RESAS)』

※ 7 門真市 (2015) 『門真市第5次総合計画中間見直しにかかる市民意識調査』(p.9)

※ 8 門真市『門真市市民幸福実感に関する意識調査平成27年度調査結果報告書』(p.32)

※ 9 生きる力

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。たくましく生きるための健康や体力などのこと。(参考:文部科学省ホームページ)

(2) 子どもたちの状況と家庭支援の重要性

門真市の子どもたちの状況を大阪府平均と比べて見てみましょう。

学力調査^{※10}では、児童・生徒の平均正答率は大阪府平均より低い水準にあります、近年、中学校では差が縮まっています。

学習状況調査^{※10}では、平日に家庭学習を1時間以上する児童・生徒は、小学校が48.2%、中学校が58.0%で大阪府平均より低くなっています。朝食を毎日食べる児童・生徒は、小学校76.2%、中学校78.9%で、大阪府平均より低いですが増加傾向にあります。「今、住んでいる地域の行事に参加している児童・生徒」は、小学校32.8%、中学校10.7%で、大阪府平均の28.8%、13.2%に比べると小学校では高いものの年々減少傾向にあります。「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」という児童・生徒は、小学校29.9%で減少傾向に、中学校26.2%で増加傾向にあります。

運動習慣等の調査^{※11}では、全国平均と比べると、1週間の総運動時間が60分未満の児童・生徒の割合が高い結果となっています。1日の睡眠時間では、6時間未満の児童・生徒が大阪府平均より多い結果となっています。ほかに、1日のテレビ視聴時間や平日にゲームをする時間、平日に携帯電話を使用する時間などが多い結果となっています。

読書習慣の調査^{※12}では、月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合は、小学2年生で約89%、高校2年生で約45%と、年齢が高くなるにつれて低くなっています。

会議では、門真市の子どもたちの状況をよく知る委員から、子どもたちの状況には家庭の状況が大きく影響しているという指摘がありました。学力や学習状況、運動習慣などで大阪府平均に比べて低い傾向がみられますが、その背景には家庭の状況が大きな要因としてあると考えられます。そのため、子どもに学習機会を提供するのみならず、最も身近な学校や地域の大い人、さらには福祉の取組などとも連携して、親が早い段階から地域でのつながりをつくることができるようとするなど、子どもをもつ家庭を支援していくことや、親の意識を変えていくことも、子どもの学習機会の充実において極めて大切だと考えられます。

※10 門真市教育委員会『平成27年度全国学力・学習状況調査結果概要』

※11 門真市教育委員会『平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要』

※12 門真市教育委員会 (2016) 『第2次門真市子ども読書活動推進計画』(p. 34)

(3) 子どもの学習機会に関する取組の状況

市や学校などが行っている取組を見てみましょう。

生涯学習課では、「めざせ世界へはばたけ事業」として、「中学生英語プレゼンテーションコンテスト」とオーストラリアへの海外派遣研修を行っているほか、自分の意見を発表する「青少年の主張発表会」を開催しています。また、大学生などの学習アドバイザーが小・中学生の自習をサポートする「サタスタ」を全校で行うなど、多くの子どもたちが自学自習の習慣を身につけられる場づくりを進めています。このほか、ルミエールホールの指定管理者による事業として、アーティストが学校を訪れる「アウトリーチ事業」を実施しているほか、子どもがアートを作ったり楽しんだりできる「サマーアートフェスティバル」を開催しています。市民プラザでは、指定管理者との連携により、楽しく英会話を学ぶことができる「子ども英会話講座KEIK^{※13}」や、大学や企業の協力を得て実験や観察を行う「子ども理科講座ノーベル」を行っています。

スポーツ振興課では、生涯スポーツ振興のため、「スポーツ・レクリエーション大会」において、競技のほか、子どもから大人までが楽しめるニュースポーツや、プロや大学生の指導によるスポーツ教室などを行っています。

図書館では、ボランティアなどの協力を得て「おはなしの会」として絵本の読み聞かせを行なうほか、学校訪問や図書館見学などをとおして、調べ学習の支援や情報活用能力の育成を行っています。

学校教育課では、学ぶ意欲と能力が高いにもかかわらず経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な中学3年生を対象に学習塾のノウハウを活用した「Kadoma塾」を開講しています。また、給食献立のアイデアを募集し、実際に採用する「学校給食選手権」を行っています。

門真みらい小学校では、学校支援地域本部と連携して自治会館に宿泊して早寝・早起き・朝ごはんの習慣を身につけながら登校する「通学合宿」が行われています。上野口小学校では、NPO協議会により子どもたちが高齢者のからだや認知症などについて学ぶ「認知症サポート養成講座」が実施されました。

こども発達支援センターでは、発達障がいのある子どもの社会適応能力向上をめざす療育事業「HANA」を実施しています。

このように、門真市ではすでに各年代を対象とした様々な取組が行われています。ここでは市が中心となって行っている取組の一部をあげましたが、このほかにも市民や地域の団体が子どものために行っているものはたくさんあるでしょう。しかしながら、多くの保護者はこのような取組があることを知らないかったり、あるいは取組があることを知っていても参加のきっかけが乏しかったりするのではないかと思う。これまでにない新しい取組を始めることも大切ですが、すでに行われているものをより効果的に発信することや、誰もが参加しやすいものにしていくことも重要です。

※13 KEIK（ケイク）

Kids' English In Kadomaの略。小学校4～6年生を対象に、外国語への関心を高めるため、月2回程度、地域の外国人等を講師に迎えた英会話講座を行う取組。

4. 門真市社会教育委員会議の提言

(1) 子どもの学習機会の把握と周知に努めること

子どもの学習機会に関する情報提供や参加のきっかけづくりが重要なことは、幅広い年齢層に対する生涯学習^{※14}においても共通しています。生涯学習に関して寄せられている市民のご意見は、子どもの学習機会の充実を図るうえでも参考になります。アンケート^{※15}によると、生涯学習活動を活発にするために市が取り組むべきこととして、「生涯学習に関する情報の提供」を求める人の割合が最も高いことが明らかになっています。門真市生涯学習推進基本計画の基本施策においても、第一に「まなびの情報提供」を挙げていますが、よりわかりやすく、より魅力的に、様々なイベントや講座、団体や制度を紹介していくことが重要です。すでに「広報かどま」、「市ホームページ」、動画配信サイト、ツイッター及び子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」など多様なツールを備えていることから、これらを担当する部局と連携して内容を充実させるとともに、民間の地域ポータルサイトや個人や団体のSNS^{※16}などと連携して市民自身の発信力の強化を促すといったことも効果的な周知の方法となりえます。

また、周知を図るにあたり、社会教育施設や教育委員会が行う取組のみならず、その他の部署や市民の団体が行うものも把握するよう努めてほしいと思います。子どもの学習機会の充実は行政機関のみが行うものではなく、すでに多くの市民が長年取り組んでいるものであることから、市はこれらの情報を把握することにより、それぞれの取組が有機的につながり相乗効果を発揮していくにはどのように働きかけていけばよいか、どのようなところが足りていないのかといったことを考えていただきたいと思います。

※14 生涯学習

生涯学習とは、一人ひとりがその生涯にわたって自発的意思に基づいて行うことを中心とし、手段についても必要に応じて可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行う学習のこと。(参考：門真市生涯学習推進基本計画)

※15 門真市教育委員会(2013)『門真市生涯学習推進基本計画アンケート調査報告書』(p. 75)
※16 SNS (エスエヌエス)

Social Networking Serviceの略。FacebookやLINEなど、人ととのつながりを支援するサービスを提供するウェブサイトのこと。(参考：IT用語辞典e-Words)

(2) 地域の人や大学などと連携して様々な困難を抱える子どもへの支援に努めること

門真市には、スポーツや文化活動など自分が夢中になれるものに一生懸命取り組み、目を輝かせながら元気に学校生活を送る児童、生徒が数多くいます。みんなとともに一体感を分かち合ったり、子どもが安心できる居場所でみんなと一緒に過ごしたりすることには、子どもの自尊心を高め、「生きる力」を育む効果があると考えられます。

子どもを育む取組は、市や学校のみならず、地域、大学、企業、NPOなど市の内外とより一層の連携を推進することにより、遊びや食事といったものを含む多様な興味関心に応え、幅広い学習や居場所づくりにつながるような仕掛けも考えながら充実させてください。

市は多様なつながりのコーディネーターとして縦横無尽に動き、必要に応じて仕組みや制度を変えていくなど、どうすればより多くの市民が、自らも楽しんで門真市の子どもたちのために汗をかけるかということを考えながら施策を推進していただきたいと思います。子どもに学習機会を提供する側に立つこともその人にとって学びとなります。例えば、高校生が小・中学生の指導を行うといったことは、双方の学習機会につながり、自分が暮らす門真市への愛郷心を育むことにもつながります。

また、様々な困難を抱える子どもには、読書やスポーツ、学習会や文化活動といった学習機会を享受しやすくする配慮が欠かせません。例えば、障がいのある人もない人も、ともに参加できるようになっているかといったことや、外国にルーツをもつ子どもたちに取組が伝わっているか、また、生活そのものが厳しい状況にある家庭の子どもが経済的な理由から参加を諦めるようなことがないかといった観点から、すでに行っている取組を見直すことも重要です。

市は、様々な困難を抱える子どもやそのような子どもをもつ家庭への支援が充実するよう、地域や大学などと日頃から積極的な対話を努めてください。

(3) 効率的、効果的な社会教育行政の推進に努めること

市のそれぞれの部局は、各政策目標を実現するために様々な施策を実施していますが、そのなかには子どもが参加できるもの、子どもを主な対象としたものが少なくないはずです。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、地域会議※17などによって、より市民に近いところで多くの取組がすでに行われていると考えられます。それぞれの位置づけや内容を改めて認識することで、より効率的かつ効果的に、各施策を推進できるでしょう。さらに、子どもの学習機会の充実という大局的見地に立ち、今後も調査検討に努めさせていただきたいと思います。

また、子どもの学習機会の充実を図るうえで、学校や教職員の存在は極めて大きな位置を占めています。学校や教職員への支援とともに、教職員が地域でも活躍し、元気になるような取組にも期待します。

今後、市が多様な取組を把握、調整していくためには、市職員が社会教育行政を推進するうえで必要とされる多様な能力を身につけ、市内外の幅広い人と交流ができるよう図るとともに、このような取組に関わることを市職員自身が楽しんでいただきたいと思います。また、市は、限られた資源のなかであれもこれも行おうとするのではなく、他部署や市民等の取組も踏まえて既存の事業を見直すなど、効率的、効果的な社会教育行政の推進に努めていただくよう期待します。

※17 地域会議

地域に関わる皆が自ら地域について考え、協力して地域の共通の課題の解決に取り組むことを目的とする組織。門真市自治基本条例に基づき、門真市では現在、第三・第五中学校校区で地域会議が設立されている。(参考:門真市パンフレット「地域会議をつくりませんか」)

門真市社会教育委員会議提言の策定経過

分類	氏名	所属	備考
学識経験のある者	萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学教授	議長
	木ノ下 智恵子	元大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任准教授	
社会教育の関係者	桂 千恵子	元大阪府立門真スポーツセンター館長	副議長
	木下 みゆき	大阪大谷大学教授	
学校教育の関係者	岡田 正次	大阪府立門真なみはや高等学校 校長	平成26年8月1日から 平成27年7月30日まで
	吉村 烈		平成27年7月31日から
	川崎 誠剛	門真市立小・中学校長会代表	平成26年8月1日から 平成28年5月29日まで
	仲谷 悅子		平成28年5月30日から
	脊戸 利子	門真市立小・中学校長会代表	平成26年8月1日から 平成28年5月29日まで
	的場 久美子		平成28年5月30日から
家庭教育の向上に資する活動を行う者	古川 秀明	元門真市立中学校スクールカウンセラー	

(任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日)

門真市社会教育委員会議提言の策定経過

年度	開催日	項目	主な内容
26	8月26日	第1回 門真市社会教育委員会議	・提言テーマの決定
	3月25日	第2回 門真市社会教育委員会議	・調査結果等を踏まえた方向性の検討
27	12月1日	第1回 門真市社会教育委員会議	・事業や計画等を踏まえた意見交換
	3月28日	第2回 門真市社会教育委員会議	・提言骨子の決定
28	7月26日	第1回 門真市社会教育委員会議	・提言案の審議

平成29年度門真市立幼稚園児募集要項

1. 応募資格

(1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。

(2) 4歳児(2年保育)

平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた幼児

(3) 5歳児(1年保育)

平成23年4月2日から平成24年4月1日までの間に生まれた幼児

(4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。

※通園バスを使用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数(門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条)

幼稚園名	募集人数		所在地	電話
	4歳児 (定員)	5歳児 (定員)		
南幼稚園	60人 (60人)	50人程度 (70人)	千石西町13番8号	072-882-3330
大和田幼稚園	60人 (60人)	30人程度 (70人)	大橋町5番21号	072-883-3325

※5歳児の募集人数は、定員から4歳児在園数を引いた数。園児数の変動によって、募集人数も変動します。

※南幼稚園は、平成30年4月より南保育園と合わせて認定こども園として開設予定です。

新たな認定こども園についての説明会を平成28年10月初旬頃に予定しており、開催日時などの詳細については、市の広報紙やホームページで後日お知らせします。

3. 入園願書等の交付

(1) 交付期間 平成28年9月1日(木)から同年10月11日(火)まで
午前9時から午後4時まで

(保育幼稚園課では、午後5時30分まで)

※土・日・祝日を除く

(2) 交付場所 各市立幼稚園、保育幼稚園課

4. 入園願書等の受付

(1) 受付期間 平成28年10月3日(月)から同月11日(火)まで
午後2時30分から午後4時まで

※土・日・祝日を除く

平成28年10月12日以降は、募集人数に達するまで随時受付

(2) 受付場所 入園を希望する市立幼稚園

・願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。

応募者が定員を超過した場合の抽選、及び入園許可書交付の際に必要なため、保護者に大切に保管してもらうこと。

- ・市立幼稚園の併願は禁止する。

5. 入園の決定

- (1) 園長は、入園願書等の審査・その他必要な調査を行い、入園を決定する。
・定員を超過した場合は、調整及び公開抽選によって入園者を決定する。
- (2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 調整日及び抽選日

- (1) 日時 (南幼稚園) 平成28年10月21日(金)午後2時30分
(大和田幼稚園) 平成28年10月20日(木)午後2時30分
- (2) 場所 入園を希望する市立幼稚園(定員を超過した市立幼稚園のみ)

7. 入園許可説明会

- (1) 日時 (南幼稚園) 平成28年11月29日(火)午後11時00分予定
(大和田幼稚園) 平成29年1月20日(金)午後11時00分予定
- (2) 場所 入園を希望する市立幼稚園

8. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。

詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

- (1) 時間 月曜日から金曜日 午後5時まで
- (2) 申請方法 入園する幼稚園に直接申請

9. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

10. 費用等

利用者負担の額	別紙「認定こども園、幼稚園(施設型給付)での教育標準時間(1号)認定の利用者負担額表」を参照
諸経費	月額1,500円(絵本代や材料費など)のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費(帽子、かばん、上靴、スマック、その他の保育用品費)が別途必要。
時間外教育に 係る利用料 (希望者のみ)	1月を単位に利用する場合 月額5,000円 1日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額300円 [水・短縮期間] 日額500円
通園バス使用料 (希望者のみ)	月額3,000円(往復)

11. 特記事項

- (1) 園児募集については、広報かどま9月号・10月号と、9月上旬に市ホームページに掲載予定。
- (2) 園児保護者には、「入園願書」「支給認定申請書」「平成29年度市立幼稚園児募集案内」「時間外教育実施のお知らせ」「通園バス運行のお知らせ」を配布する。